

議案第 2 号

君津市特別職の指定等に関する条例の制定について

君津市特別職の指定等に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 条第 3 項第 4 号の規定に基づき、市長の重要施策の立案を補佐する者 1 人の職を特別職として指定するために、新たに条例を制定しようとするものである。

君津市特別職の指定等に関する条例

(特別職の指定)

第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第4号の規定に基づき、危機管理、インフラの強靱化その他市長の重要施策の立案を補佐する者1人の職を特別職として指定する。

(特別職の職名)

第2条 前条の特別職の職名は、危機管理監とする。

(任命)

第3条 危機管理監は、市長が議会の同意を得て任命する。

(任期)

第4条 危機管理監の任期は、4年とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

2 この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(君津市特別職の指定等に関する条例の廃止)

3 君津市特別職の指定等に関する条例(平成22年君津市条例第1号)は、廃止する。

(特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(昭和45年君津市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条第4号を次のように改める。

(4) 危機管理監

別表第1中「政策監」を「危機管理監」に改める。

(特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正)

5 特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成24年君津市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「政策監」を「危機管理監」に改める。

君津市特別職の指定等に関する条例附則関係新旧対照表

改正案	現 行																				
<p>*附則第4項関係 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例</p> <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員で常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の給与及び旅費の支給について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>危機管理監</u></p> <p>別表第1（第3条）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td style="text-align: right;">950,000円</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td style="text-align: right;">800,000円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: right;">700,000円</td> </tr> <tr> <td><u>危機管理監</u></td> <td style="text-align: right;">630,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	市長	950,000円	副市長	800,000円	教育長	700,000円	<u>危機管理監</u>	630,000円	<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員で常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の給与及び旅費の支給について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>政策監</u></p> <p>別表第1（第3条）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td style="text-align: right;">950,000円</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td style="text-align: right;">800,000円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: right;">700,000円</td> </tr> <tr> <td><u>政策監</u></td> <td style="text-align: right;">630,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	市長	950,000円	副市長	800,000円	教育長	700,000円	<u>政策監</u>	630,000円
職名	給料月額																				
市長	950,000円																				
副市長	800,000円																				
教育長	700,000円																				
<u>危機管理監</u>	630,000円																				
職名	給料月額																				
市長	950,000円																				
副市長	800,000円																				
教育長	700,000円																				
<u>政策監</u>	630,000円																				
<p>*附則第5項関係 特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例</p> <p>(特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の特例)</p> <p>第1条 平成30年4月1日から同年12月31日までの間、平成31年4月1日から同年9月30日までの間、平成32年4月1日から同年6月30日までの間及び平成33年4月1日から当分の間（毎年4月1日から同月30日までの間に限る。）（以下「特例期</p>	<p>(特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の特例)</p> <p>第1条 平成30年4月1日から同年12月31日までの間、平成31年4月1日から同年9月30日までの間、平成32年4月1日から同年6月30日までの間及び平成33年4月1日から当分の間（毎年4月1日から同月30日までの間に限る。）（以下「特例期</p>																				

間」という。)においては、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(昭和45年君津市条例第18号)第3条の規定による給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

職	割合
市長	100分の13
副市長	100分の12
教育長	100分の11
危機管理監	100分の11

間」という。)においては、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(昭和45年君津市条例第18号)第3条の規定による給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

職	割合
市長	100分の13
副市長	100分の12
教育長	100分の11
政策監	100分の11